

平成21年11月24日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県特別職報酬等審議会
会 長 柴 田 悟 一

行政委員の報酬について（報告）

平成21年3月27日に当審議会に対し意見を求められた神奈川県行政委員の報酬について、次のとおり報告します。

1 月額・日額の判断

地方自治法の趣旨から、月額支給とすることができる特別な事情がある場合を除き、原則日額支給とすべきである。

なお、月額支給とする特別な事情がある行政委員は次のとおりと考える。

識見を有する者のうちから選任された非常勤の監査委員

現行の勤務実態として勤務日数が多く、自己活動への制約が非常に大きいこと

公安委員会委員

現行の勤務実態として勤務日数が多く、職務内容等に照らし、職責が非常に重いこと

2 具体の報酬額の判断（別紙参照のこと）

月額で報酬を支給すべきと判断するもの

現行の報酬月額を基本とすべきである。ただし、現在、財政状況を踏まえ、月額支給である常勤の行政委員が給料月額の10%を減額していることから、同様に報酬月額の10%を特例として減額すべきである。

日額で報酬を支給すべきと判断するもの

- ・ 委員長等の報酬日額は、常勤の行政委員の給料月額を基礎に1日あたりの額を算定して、これをもって報酬日額とする。
- ・ 委員の報酬日額は、現行の委員長等加算が10%程度であることから、委員長等の報酬日額を割り戻して報酬日額とする。
- ・ 委員の職務上、弁護士など国家試験等による特定の資格が必要となる場合は、その資格を有している委員の報酬日額に2万円を加算できることとする。
- ・ 委員会出席等以外で、個別に事前調整、資料作成等を行った場合は、一定の基準を定め、勤務日数に加算できることとする。

3 実施時期

平成22年4月1日から適用すべきである。

月額で報酬を支給すべきと判断するもの

行政委員会		現行報酬月額	10%減額後の報酬月額
公安委員会	委員長	390,000円	351,000円
	委員	360,000円	324,000円
識見を有する者のうちから選任された非常勤の監査委員		600,000円	540,000円

日額で報酬を支給すべきと判断するもの

行政委員会		現行報酬月額	改定すべき報酬日額
教育委員会	委員長	390,000円	41,400円
	委員	360,000円	37,600円
選挙管理委員会	委員長	360,000円	41,400円
	委員	325,000円	37,600円
県議会議員のうちから選任された監査委員		185,000円	37,600円
人事委員会	委員長	390,000円	41,400円
	委員	360,000円	37,600円
労働委員会	会長	390,000円	41,400円
	公益委員	360,000円	37,600円
	労働者委員	255,000円	37,600円
	使用者委員	255,000円	37,600円
収用委員会	会長	264,000円	41,400円
	委員	222,000円	37,600円
海区漁業調整委員会	会長	148,000円	41,400円
	委員	97,000円	37,600円
内水面漁場管理委員会	会長	53,000円	41,400円
	委員	38,000円	37,600円

委員の職務上、国家試験などによる特定の資格が必要となる場合は、その資格を有している委員の報酬日額に2万円を加算できることとする。

なお、委員会出席等以外で、個別に事前調整、資料作成等を行った場合は、一定の基準を定め、勤務日数に加算できることとする。